

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月 5 日
【会社名】	千代田化工建設株式会社
【英訳名】	Chiyoda Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 山 東 理二
【本店の所在の場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 4 5 （ 2 2 5 ） 7 7 4 0 （ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	総務部長 渡 邊 真剛
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目 6 番 2 号
【電話番号】	0 4 5 （ 2 2 5 ） 7 7 4 0 （ダイヤルイン）
【事務連絡者氏名】	総務部長 渡 邊 真剛
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 375,664,800円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	909,600株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株です。

- (注) 1 2021年11月5日開催の取締役会決議によります。
- 2 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
- 3 振替機関の名称及び住所
名称：株式会社証券保管振替機構
住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	—	—	—
その他の者に対する割当	909,600株	375,664,800	—
一般募集	—	—	—
計（総発行株式）	909,600株	375,664,800	—

- (注) 1 第三者割当の方法によります。
- 2 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
413	—	100株	2021年12月2日	—	2021年12月2日

- (注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
- 2 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額です。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
- 3 上記株式を割当てた者から申込みがない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
千代田化工建設株式会社 本社	神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】**（１）【新規発行による手取金の額】**

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
375,664,800	—	375,664,800

（注） 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途です。

（２）【手取金の使途】

上記差引手取概算額375,664,800円につきましては、2021年12月2日以降の諸費用支払い等の運転資金に充当する予定です。

なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第２【売出要項】

該当事項はありません。

第３【第三者割当の場合の特記事項】**１【割当予定先の状況】****a 割当予定先の概要（2021年11月5日現在）**

名称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）
本店の所在地	東京都港区浜松町二丁目11番3号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 向原 敏和
資本金	10,000百万円
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る管理業務・決済業務
主たる出資者及びその出資比率	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 46.5% 日本生命保険相互会社 33.5% 明治安田生命保険相互会社 10.0% 農中信託銀行株式会社 10.0%

b 提出者と割当予定先との間の関係（2021年11月5日現在）

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	当社と当該会社との間には、該当事項はありません。ただし、当該会社の主たる出資者である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社とは、信託銀行取引があります。

（役員報酬ＢＩＰ信託の内容）

役員報酬ＢＩＰ信託（以下、「ＢＩＰ信託」といいます。）とは、米国の業績連動型株式報酬（Performance Share）制度及び譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした制度であり、ＢＩＰ信託が取得した当社株式及び当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下「当社株式等」という。）を業績目標の達成度等に応じて、交付及び給付（以下「交付等」といいます。）する制度です。

当社は、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社との間で、当社を委託者、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者とする役員報酬ＢＩＰ信託契約（以下「本信託契約」といい、本信託契約に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を締結し、本信託を設定します。

また、当社は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で、共同受託に関する覚書を締結し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、共同受託者として本信託に係る信託事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、割当予定先を日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬ＢＩＰ信託口）とします。

本制度では、取締役及び執行役員（非業務執行取締役及び国内非居住者を除きます。以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。）のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、予め定める株式交付規定に基づき当社取締役等に交付等を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。なお、本信託契約は、信託管理人である公認会計士 三宅秀夫氏による内容の確認を得ております。

また、第三者割当につきましては、有価証券届出書の効力発生後に、当社と共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社との間で締結予定の株式総数引受契約に基づいて行われます。日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が取得した当社株式は、本信託契約に基づき、信託期間内において、株式交付規定に基づき受益者となった者に対して交付等が行われます。

本信託は株式等の交付及び給付に係る規定に従い、業績目標の達成度等に応じて、退任後に取締役等に当社株式等の交付等を行います。当社株式の交付につきましては、当社又は信託管理人から受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社に請求し、受益者確定手続完了後遅滞なく、当該受益者に対し、受益者の指定する証券会社の本人名義の口座に振り替える方法により行います。

また、本信託の信託財産に属する当社株式に係る議決権行使につきましては、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

三菱UFJ信託銀行株式会社と日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、分担して本信託の財産管理業務を実施します。その具体的な分担につきましては、三菱UFJ信託銀行株式会社は、本制度についてのスキーム管理並びに当社への事務処理に関する報告等、包括的管理業務を担当し、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、本制度実行に伴い生じる、「信託財産・指図書等の受渡業務、信託財産の運用の執行、信託財産の保管・決済、信託財産に関する租税・報酬・諸費用の支払い及び信託の計算、信託財産に係る源泉徴収事務」（以下「具体的信託事務」といいます。）について担当します。

この具体的信託事務を日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行う旨は、当社、三菱UFJ信託銀行株式会社、日本マスタートラスト信託銀行株式会社及び信託管理人にて合意することにより実施されることを確認しており、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、三菱UFJ信託銀行株式会社と、共同受託者としてその業務を実施します。また、本合意に基づき、信託財産の保管・決済は日本マスタートラスト信託銀行株式会社が実施することから、割当予定先の信託財産の名義につきましては受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社ではなく、日本マスタートラスト信託銀行株式会社とします。

なお、三菱UFJ信託銀行株式会社が、日本マスタートラスト信託銀行株式会社と共同受託する理由は、日本マスタートラスト信託銀行株式会社が、資産管理業務に特化しており、本制度において生じる信託の財産管理業務についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社と事務手続等を分担することにより、効率的な運営体制が構築できるためです。

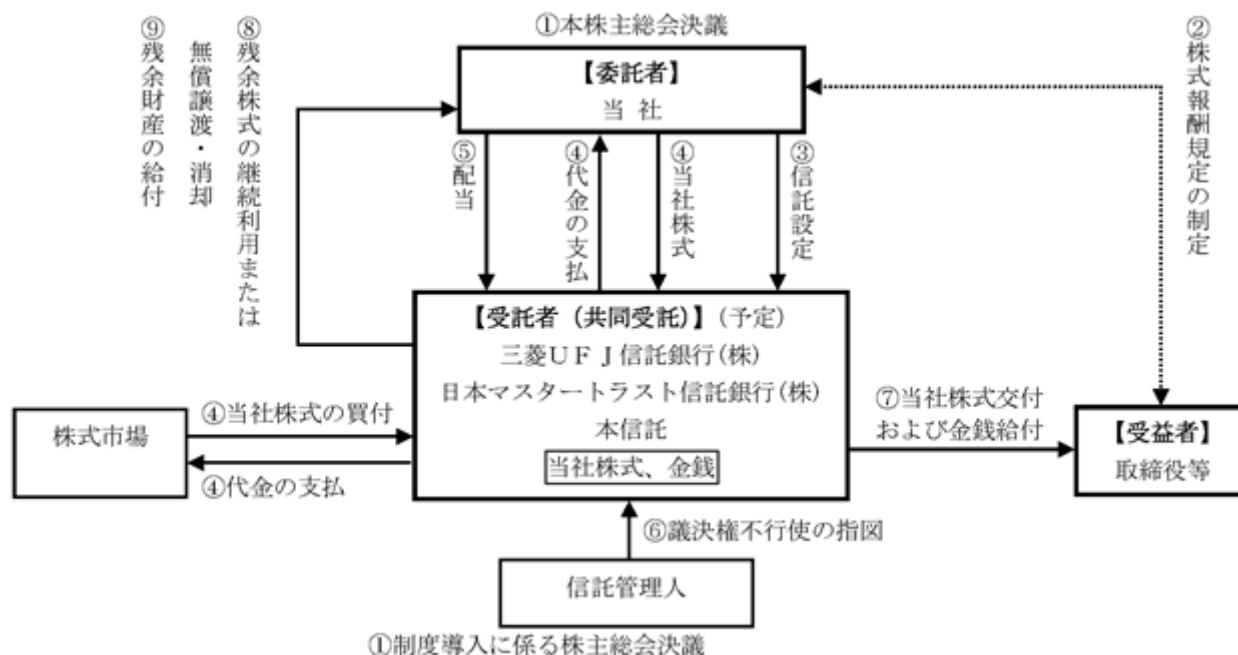
※ 本信託から受益者に交付を行う予定の株式の総数

909,600株（下記「d 割り当てようとする株式の数」と同数です。）

※ 受益者の範囲

- ① 制度開始日以降に取締役等として在任していること（制度開始日以降に新たに取締役等になった者を含む）
- ② 国内居住者であること
- ③ 取締役等を退任していること
- ④ 自己都合で退任した者（傷病等やむを得ない事由による自己都合退任を除く）、在任中に一定の非違行為があった者、または職務・社内規定等の重要な違反をしたこと等により辞任した者もしくは解任された者でないこと
- ⑤ その他、業績連動型株式報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件で信託契約または株式交付規定に定めるもの

＜本信託の仕組み＞



- ① 当社は、本制度の導入に関して、本株主総会において承認決議を得ます。
- ② 当社は、取締役会において、本制度の内容にかかる株式交付規定を制定します。
- ③ 当社は、①における本株主総会の承認決議の範囲内で金銭を信託し、受益者要件を充足する取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場または当社（自己株式処分）から取得します。
なお、本信託が取得する株式数は、①における本株主総会の承認決議の範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する配当は、他の当社株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、当社の株式報酬規定に従い、役位及び業績目標の達成度等に応じて、毎年一定の時期に取締役等にポイントが付与されます。また、取締役等は、受益者要件を満たした場合に、付与されたポイント数の一定の割合に相当する当社株式の交付を受け、残りのポイント数に相当する当社株式については、信託契約の定めに従い、信託内で換価したうえで換価処分金相当額の金銭を受領します。
- ⑧ 業績目標の未達等の理由により信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより本制度またはこれと同種の新たな株式報酬制度として本信託を継続利用するか、または、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを無償で取得した上で、取締役会決議によりその消却を行う予定です。
- ⑨ 本信託の終了時、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社及び取締役等と利害関係のない団体への寄附を行う予定です。

c 割当予定先の選定理由

当社は、取締役等を対象に、取締役等の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として本信託の導入を決議いたしました。

本信託の導入にあたっては、三菱UFJ信託銀行株式会社より提案を受け、当社との証券代行業務等の取引関係及び手続コスト等を他社比較等も含めて総合的に判断した結果、本信託契約を締結することといたしました。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、当社が三菱UFJ信託銀行株式会社と締結した本信託契約に基づき、共同受託者として本信託の事務を行い、信託財産の保管・決済についても日本マスタートラスト信託銀行株式会社が行うことから、日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬BIP信託口）が割当予定先として選定されることになります。

d 割り当てようとする株式の数

909,600株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、本信託契約及び株式交付規定に従い、取締役等の退任後に、当社株式等を、一定の受益者要件を満たす取締役等へ交付等することになっております。

なお、信託財産に属する当社株式の数、信託財産の状況等に関しては、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社から、信託期間中、毎月、報告書を受け入れ確認する予定であります。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）が、払込みに要する資金に相当する金銭として、当社から本信託に拠出される当初信託金を、処分期日において信託財産内に保有する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本マスタートラスト信託銀行株式会社（役員報酬B I P信託口）は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。

信託管理人は、(1)弁護士、公認会計士その他の専門実務家（委託者が顧問契約を締結している者を除きます。）であること、(2)委託者、その役員、重要な管理職（以下「役員等」といいます。）、役員等であった者、又はそれらの者の親族、その他特別な利害関係を有する者以外の者であることを要件としており、いずれの要件にも該当する者から、委託者である当社と受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社が協議の上、選任するものとします。

なお、本信託においては、信託管理人1名を常置し、当初の信託管理人は公認会計士 三宅秀夫氏とします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かにつきましては、日本マスタートラスト信託銀行株式会社に照会を行った結果、同社の出資者や出資比率、役員等が日本マスタートラスト信託銀行株式会社のホームページ及びディスクロージャー誌の公開情報と相違ないこと、また、それらに掲載されている「反社会的勢力に対する基本方針」という企業行動規範の基本方針に変更がない旨を確認いたしました。また、割当予定先が暴力的な要求行為又は法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことにつきましては、本信託契約において確約しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

払込価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠し、本自己株式処分に係る取締役会決議日前営業日（2021年11月4日）の東京証券取引所における当社株式の終値である413円としております。取締役会決議の前営業日の当社株式の終値を採用することにいたしましたのは、取締役会決議直前の市場価値であり、算定根拠として客観性が高く合理的なものであると判断したためです。また、当該価額は、株式会社東京証券取引所における当該取締役会決議の直前1か月間(2021年10月5日から2021年11月4日まで)の当社株式の終値の平均値である419円(円未満切捨て)に、98.57%(ディスカウント率1.43%)を乗じた額であり、当該取締役会決議の直前3か月間(2021年8月5日から2021年11月4日まで)の終値の平均値である394円(円未満切捨て)に104.82%(プレミアム率4.82%)を乗じた額であり、同直前6か月間(2021年5月6日から2021年11月4日まで)の終値の平均値である410円(円未満切捨て)に100.73%(プレミアム率0.73%)を乗じた額であることから、特に有利な払込金額には該当しないものと判断いたしました。

なお、上記払込価額につきましては、当社の監査等委員会は、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分株式数につきましては、株式交付規定に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.21%（小数点第3位を四捨五入、2021年9月30日現在の総議決権個数2,588,736個に対する割合0.35%）となります。

また、本自己株式処分により割り当てられた当社株式は株式交付規程に従い当社取締役等に交付が行われることから、流通市場への影響は軽微であると考えており、処分数量及び希薄化の規模は合理的であると判断しております。

4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式 を除く)の 総数に対す る所有株式 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の発 行済株式 (自己株式 を除く)の 総数に対す る所有株式 の割合 (%)
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3 番1号	261,931	60.36	261,931	60.23
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	9,033	2.08	9,033	2.08
千代田化工建設持株会	神奈川県横浜市西区みなとみら い4丁目6-2 千代田化工建設株式会社総務部 気付	3,933	0.91	3,933	0.90
三菱UFJ信託銀行株式会社 (常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1丁目4 番5号 (東京都港区浜松町2丁目11番 3号)	3,874	0.89	3,874	0.89
GOVERNMENT OF NORWAY (常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店)	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO (東京都新宿区新宿6丁目27番 30号)	2,957	0.68	2,957	0.68
明治安田生命保険相互会社 (常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行)	東京都千代田区丸の内2丁目1 -1 (東京都中央区晴海1丁目8番 12号)	2,265	0.52	2,265	0.52
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	2,066	0.48	2,066	0.48
千代田共栄会	神奈川県横浜市西区みなとみら い4丁目6-2 千代田化工建設株式会社総務部 気付	1,962	0.45	1,962	0.45
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁 目3-14	1,913	0.44	1,913	0.44
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 株式会社みずほ 銀行)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15- 1 品川インターシティA棟)	1,792	0.41	1,792	0.41
計	—	291,731	67.22	291,731	67.08

(注) 1. 2021年9月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。割合は小数点以下第3位を四捨五入して、表示しております。

3. 上記のほか当社保有の自己株式1,357,766株(2021年9月30日現在)は、割当後448,166株となります。ただし、2021年10月1日以降の単元未満株式の買取は含んでおりません。

なお、所有株式に係る議決権の個数の多い順上位10名は以下の通りです。

氏名又は名称	住所	所有議決権 数（個）	総株主の議 決権に対す る所有議決 権数の割合 （％）	割当後の所 有議決権数 （個）	割当後の総 株主の議決 権に対する 所有議決権 数の割合 （％）
三菱商事株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3 番1号	869,312	33.58	869,312	33.46
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7 番1号	90,339	3.48	90,339	3.47
千代田化工建設持株会	神奈川県横浜市西区みなとみら い4丁目6-2 千代田化工建設株式会社総務部 気付	39,336	1.51	39,336	1.51
三菱UFJ信託銀行株式会社 （常任代理人 日本マスタート ラスト信託銀行株式会社）	東京都千代田区丸の内1丁目4 番5号 （東京都港区浜松町2丁目11番 3号）	38,740	1.49	38,740	1.49
GOVERNMENT OF NORWAY （常任代理人 シティバンク、 エヌ・エイ東京支店）	BANKPLASSEN 2, 0107 OSLO 1 OSLO 0107 NO （東京都新宿区新宿6丁目27番 30号）	29,577	1.14	29,577	1.13
明治安田生命保険相互会社 （常任代理人 株式会社日本カ ストディ銀行）	東京都千代田区丸の内2丁目1 -1 （東京都中央区晴海1丁目8番 12号）	22,659	0.87	22,659	0.87
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11番3 号	20,665	0.79	20,665	0.79
千代田共栄会	神奈川県横浜市西区みなとみら い4丁目6-2 千代田化工建設株式会社総務部 気付	19,628	0.75	19,628	0.75
セントラル短資株式会社	東京都中央区日本橋本石町3丁 目3-14	19,130	0.73	19,130	0.73
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 （常任代理人 株式会社みずほ 銀行）	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A （東京都港区港南2丁目15- 1 品川インターシティA棟）	17,922	0.69	17,922	0.68
計	—	1,167,308	45.09	1,167,308	44.93

（注）1. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、割当後の所有株式に係る議決権の数を、2021年9月30日現在の総議決権数（2,588,736個）に本自己株式処分により増加する総議決権数（9,096個）を加えた数で除した数値です。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）2021年6月23日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

第94期第1四半期（2021年4月1日から2021年6月30日まで）2021年8月13日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2021年11月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2021年6月25日に関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2021年11月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を2021年8月3日に関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2021年11月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号及び第14号の規定に基づく臨時報告書を2021年9月30日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2021年11月5日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第14号の規定に基づく臨時報告書を2021年10月11日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての事業年度第93期有価証券報告書及び事業年度第94期第1四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降本有価証券届出書提出日（2021年11月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。また、有価証券報告書等に記載した将来に関する記載事項については、本届出書提出日（2021年11月5日）現在においても変更の必要はないものと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

千代田化工建設株式会社
（神奈川県横浜市西区みなとみらい四丁目6番2号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。